

ID: 249

担当部署: 上下水道課

| | | | |
|--|-------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 分担金の徴収 | | |
| 例規名 根拠条項 | 八頭町合併処理浄化槽事業分担金徴収条例 第2条 | | |
| 例規番号 | 平成17年条例第154号 | | |
| <p>【根拠条文】 (分担金の徴収の範囲) 第2条 分担金は、事業の執行によって特に利益を有する者で、町長が定めるもの(以下「受益者」という。)から徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (分担金の額) 第3条 分担金の額は、受益者の居宅及び借家、事業所等に合併処理浄化槽を1戸に1箇所設置し、24万円とする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 26 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |